

鳥取県中部総合事務所A重油納入仕様書

1 納入する物品に関する事項等

- (1) 品名 A重油
- (2) 規格 J I S 重油1種2号
ただし硫黄分0.8%以下とする。
(中部総合事務所吸収式冷温水発生機仕様値に基づく)
- (3) 1回の発注数量 2,000リットル以上
- (4) 契約形態 1リットル当たりの単価契約

2 納入期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限
鳥取県中部総合事務所長（以下「発注者」という。）が発注の都度指定する期限
- (2) 納入場所
鳥取県倉吉市東巖城町2番地
鳥取県中部総合事務所 エネルギー棟横地下タンク貯蔵所

4 総則

物品の納入に当たっては、消防法（昭和23年法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）その他の危険物関係法令等を遵守しなければならない。

5 納入時期及び年間納入予定数量

- (1) 各時期の納入予定数量は、次の表に掲げるとおりとする。
- (2) 実際の納入数量は、予定数量を上回り又は下回ることがある。
1回の納入にあたり、その数量のうち2,000リットル以下分と2,000リットル超過分について区分する。

時期	納入予定数量		
	区分	A重油 (2,000リットル以下)	A重油 (2,000リットル超)
令和8年5月から 同年9月まで		12,000リットル	12,000リットル
令和8年10月から 令和9年3月まで		12,000リットル	12,000リットル
計		24,000リットル	24,000リットル

6 物品納入時の注意事項

- (1) 物品納入時の発注者側の職員の立会い
 - ア 物品の納入は、発注者側の職員1名以上の立会いの下に行わなければならない。
 - イ 物品の納入に立ち会う発注者側の職員のうち少なくとも1名は有資格者とする。
- (2) 流出等緊急事態の対応
 - ア 納入者は、物品の納入に当たって、重油の飛散若しくは漏出が発生した場合、又は油を含む水が公共用水域に排出され若しくは地下に浸透した場合（以下「流出等緊急事態」という。）は、直ちに、発注者に報告しなければならない。

イ 流出等緊急事態の場合、納入者は、10に定めるとおり作業を行わなければならない。

(3) 納品の報告

納入者は、物品を納入したときは、直ちに、納品書を発注者に提出しなければならない。

7 費用負担

(1) 物品の納入に必要な機械器具類、消耗品類は、納入者の負担において準備する。

(2) 1回の発注数量が2,000リットル未満の場合は、運搬料金に相当する額を発注者が負担する。

8 売買代金の支払

(1) この契約は、納入するA重油1リットル当たりの金額による単価契約である。

(2) 売買代金の請求に当たっては、各区分の契約単価にそれぞれの納入数量を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の合計額に、当該金額に10パーセントを乗じて得た金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を請求する。

(3) 売買代金は、1か月分をまとめて、納入した月の翌月に請求する。

9 契約単価の変更ができる場合

(1) 市況の変動等により、契約単価が不相当となったと認めるときは、発注者と納入者が協議して、契約単価を変更することができる。

(2) 契約単価の変更は、原則として、鳥取県総務部総合事務センター物品契約課長が通知する用品指定品目（石油製品）の交付単価（以下「交付単価」という。）のうち「重油」又は「重油（2,000リットル超）」の交付単価のいずれか又は双方が変更されたときに行うこととし、物品の納入予定がない場合はこの限りでない。

10 流出等緊急事態の対応

油の構内排水溝への流出の有無を確認した後、次のとおり油の回収作業を行う。

(1) 油が構内排水溝へ流出していない場合

ア 油吸着マット等を用いて、河川等一般環境への流出を阻止する。

イ 漏れた油を回収する。

(2) 油が構内排水溝へ流出している場合

ア 油の流出状況の確認

(ア) 手鉤（てかぎ）・懐中電灯等を用いて、油の流出状況を確認する。

(イ) 構内排水溝の最下流部のマンホールから、順次、上流側のマンホールへ遡り、油の流出状況を確認する。

(ウ) 発注者に油の流出状況を報告する。

イ 河川等一般環境への油流出が認められなかったとき

構内排水溝から河川等一般環境への油流出の阻止を最優先に、油吸着マット等を用いて、漏れた油を回収する。

ウ 河川等一般環境への油流出が認められたとき

構内排水溝から河川等一般環境への油流出の拡大防止を最優先に、油吸着マット等を用いて、漏れた油を回収する。

(3) 回収した油等の処理

回収した油、使用した油吸着マット等をドラム缶へ投入し、産業廃棄物として適正に

廃棄する。

(4) 損害賠償

流出等緊急事態が納入者の責めに帰すべき事由による場合は、与えた損害に対して賠償しなければならない。

1.1 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

納入者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ文書による発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(2) 第三者への委託等に係る注意事項

ア 納入者は、文書による発注者の承認を得ないで、この契約の履行を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの第三者委託等の承認をしない。ただし、納入者に特段の理由がある場合は、この限りでない。

(ア) 第三者委託等の契約金額（第三者委託等が単価契約によるときは再委託の契約期間中の支払予定額の総額）が5に規定する納入予定数量にそれぞれの契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の合計額に、当該金額に10パーセントを乗じて得た金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の50パーセント相当を超える場合

(イ) 第三者委託等する業務に本件の中核となる部分が含まれている場合

ウ 納入者が、納品等の業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、アに定めるとおり、文書による発注者の承認を要する。

エ 納入者は、アの第三者委託等の承認を受けて第三者に委託を行う場合、委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と納入者が協議して定める。

1.2 提出書類

番号	書類の名称	提出時期	備考
1	第三者委託等承認 依頼書	この契約の履行を第三者に委託し、又は請け負 せるとき	